

**土壤汚染対策法4条第1項に基づく
土地の形質の変更届出書作成の手引き**

令和6年4月

横浜市みどり環境局水・土壤環境課

1 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は平成 15 年 2 月 15 日に施行され、平成 22 年 4 月 1 日に改正された法が施行されました。その後、法改正され、平成 31 年 4 月 1 日に施行されました。この法律は、土壤汚染の状況を把握して、人の健康被害を防止するための対策を実施し、国民の健康を保護することを目的としています。

この法律によって、有害物質を取り扱っていた工場を廃止する場合(第3条)や土壤汚染のおそれのある土地の形質の変更が行われる場合(第3条第7項、第4条)、工場跡地などで土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合(第5条)には、土地の所有者等(※)が土壤汚染状況調査を行うこととなります。

この調査で土壤に含まれている有害物質の量(含有量)や土壤から有害物質が溶け出す量(溶出量)が基準を超えていることがわかった場合には、横浜市がその土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定し、台帳を作成して、その情報を公開します。

※ 「土地の所有者等」とは、有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者。土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものです。通常は土地の所有者が該当します。

所有者等に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権限を有するものが、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

2 届出の対象となる行為

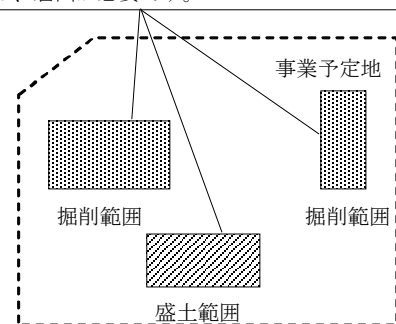
土地の形質の変更の面積の合計が 3,000 m²以上となる場合は、全て届出の対象となります。有害物質使用特定施設に係る土地の形質の変更は 900m² 以上が届出対象となります。(なお、横浜市条例では 2,000 m²以上で届出が必要です。詳しくは、お問合せください。)

合計する面積の考え方は、土地の形質の変更が一連の行為であるか否かで判断してください。具体的には、同一の事業の計画や目的、時間的接近性、実施主体等を総合的に判断することになります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- ① 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地
- ② 盛土しか行わない場合
(注)一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。
- ③ 形質変更の深さが最大 50cm 未満であって、区域外への土壤の搬出を行わず、土壤の飛散又は流出を伴わない行為
- ④ 農業を営むために通常行われる行為
- ⑤ 林業の用に供する作業路網の整備
- ⑥ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑦ 法施行規則第 25 条第5号の規定により市長が指定した土地における形質の変更

一体としてみなされる形質変更について、その面積の合計が一定の面積以上となる場合は、届出が必要です。



なお、都道府県知事(市長)が、汚染のおそれの判断を行っていない範囲について、計画を変更し、新たに掘削範囲等が追加される場合は、届出書の再提出が必要です。

事業内容が確定していない場合は、掘削範囲等を広めに届出を行うことをおすすめします。

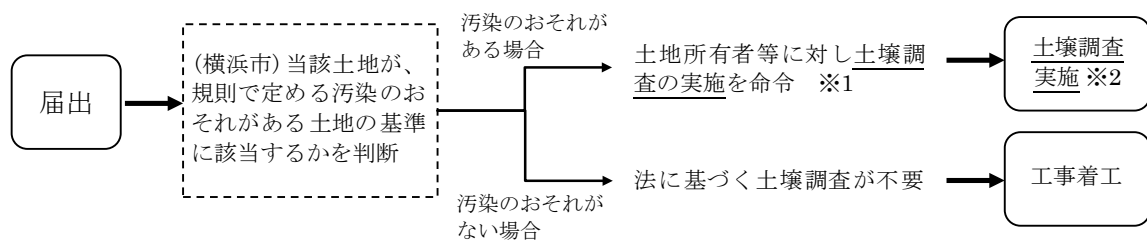
3 届出を行う者及び届出の期限

届出者は、「土地の形質の変更をしようとする者」です。当該工事の施行に関する計画の内容を決定する者が該当します。一般的には、土地を借りて開発を行う場合は開発事業者が、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

届出書の提出は、**土地の形質の変更に着手する日の 30 日前まで**に行う必要があります。「着手する日」とは、実際に現場で形質の変更を行う日のことをいいます。

4 届出の流れ

届出の流れは、以下のようになります。行政保有情報から、その土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると判断された場合は、土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。



※1 届出者が土地所有者等でない場合は、併せて届出者に対し土壤調査が必要となった旨を通知します。

※2 届出に係る形質変更は、土壤調査に係る一連の手続きが完了した後に行ってください。なお、調査の結果、汚染が判明した場合は、その状況に応じて形質変更に制限が発生します。

※3 法に基づく土壤調査が不要とされた場合でも、当該土地に土壤汚染が存在しないことが保証されるものではありません。

※4 法第4条第1項の届出に併せて、指定調査機関に調査させた土壤汚染状況調査結果報告書(様式第七)を提出することができます。

当該土壤汚染状況調査の結果について土壤汚染状況調査の方法や結果に不備がある場合や、土地の形質の変更に着手する時点の土地の汚染の状態を反映していないものについては、法に定める方法での調査が実施されたとはいえないため、法第4条第2項に基づく調査結果の提出がされていないものと考えられ、汚染のおそれがあると判断された場合は、土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。

5 届出に必要となる書類

届出書は、次の書類を1部提出してください。(届出書を2部お持ちいただければ、窓口において形式確認のうえ受付印を押し届出者へ1部返却します。)

- 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第六)
- 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - ・ 形質変更をしようとする場所の位置図・案内図(公図の写しを参考に土地の地番を明記する)
 - ・ 形質変更範囲の面積の計算根拠及び掘削範囲、盛土範囲を示した平面図
 - ・ 形質変更の深さを示した立面図及び断面図
- 土地の形質を変更しようとする当該土地の所有者等の名称及び住所を確認できる書類(登記事項証明書など(最新のもの、コピー可))
- 土地の形質を変更しようとする者が、指定調査機関による土壤汚染状況調査結果を添付する場合で、当該土地の所有者等でない場合は、土壤汚染状況調査結果を報告することについて土地所有者全員が同意する旨の同意書

6 汚染のおそれの判断基準

土壤汚染対策法施行規則第 26 条に基づき判断します。

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が基準(土壤含有量基準、土壤溶出量基準)に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ⑤ ②③④に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないおそれがある土地

7 その他

形質変更時の土木・建築工事等により発生する排水(湧水・雨水・工所用排水等)について公共下水道を一時的に使用する場合は、事前に公共下水道一時使用許可申請書を提出し、土木事務所長の許可を受ける必要があります。(横浜市下水道条例第 17 条第 3 項)

なお、形質変更時の土木・建築工事等により発生する排水が水質基準を超過するおそれがある場合は、下水道河川局水質課工場排水担当(電話:045-671-2835)へお問い合わせください。

- ・ 下水道へ排出する場合の水質基準

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/todo/03.html>)

また、当該排水を公共用水域に直接排出する場合は、みどり環境局水・土壤環境課水質担当(電話:045-671-2489)へお問い合わせください。

別表 対象物質と基準

令和3年4月1日改正

特定有害物質(法第2条)		指定基準(法第6条第1項第1号)		地下水基準 (施行規則 別表第一) (単位:mg/L)
		土壌溶出量基準 (単位:mg/L)	土壌含有量基準 (単位:mg/kg)	
揮発性有機化合物・第1種	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
重金属等・第2種	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005 以下、 かつアルキル水銀 は検出されないこと	15 以下	0.0005 以下、 かつアルキル水銀 は検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	1 以下	
農薬等・第3種	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン、及びEPN)	検出されないこと	—	検出されないこと

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第四条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
 - 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
 - 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

土壌汚染対策法施行規則（抜粋）

（土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出）

第二十三條 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。
 - 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

第二十四條 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- 四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）にあつては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五條 法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。
- 二 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの
- 三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第一号イに該当しないもの
- 四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- 五 都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

(土壌汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意)

第二十五条の二 法第四条第二項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第一項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

(法第四条第二項の調査の結果の提出)

第二十五条の三 法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土壌汚染状況調査を行った場所
- 三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 四 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- 五 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項
- 六 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 七 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
- 八 土地の形質の変更をしようとする者が土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

2 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 土壌の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- 二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- 三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地であること。

(法第四条第一項の届出に係る土地における土壌汚染状況調査の命令)

第二十七条 法第四条第三項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 法第四条第三項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- 二 法第四条第三項の命令に係る報告を行うべき期限

《記載例》

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇年〇〇月 〇〇日

横浜市長 殿

届出者 〇〇市〇〇区〇町〇-〇-〇
株式会社〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇〇
氏名又は名称及び住所
 人にあつては、その代表

第3条第7項
 第4条第1項
 土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更

地番(※登記簿謄本に記載されている土地の所在地)が多数あり、記載しきれない場合は、「代表的な地番ほか」と記載し、他の地番を別紙に列記してください

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	横浜市〇〇区〇〇五丁目2524番 外2筆 (地番)	
土地の形質の変更の場所	別紙1のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3456平方メートル 最大掘削深度5メートル	
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇月〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	株式会社〇〇〇〇 横浜事業所
	有害物質使用特定施設の種類	71の2(イ) 洗浄施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	別紙3-1、3-2のとおり
	特定有害物質の種類	〇〇及びその化合物

敷地がわかる平面図に掘削部分と盛土部分を色分けして作成してください。掘削の深度がわかる立面図及び断面図を作成してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

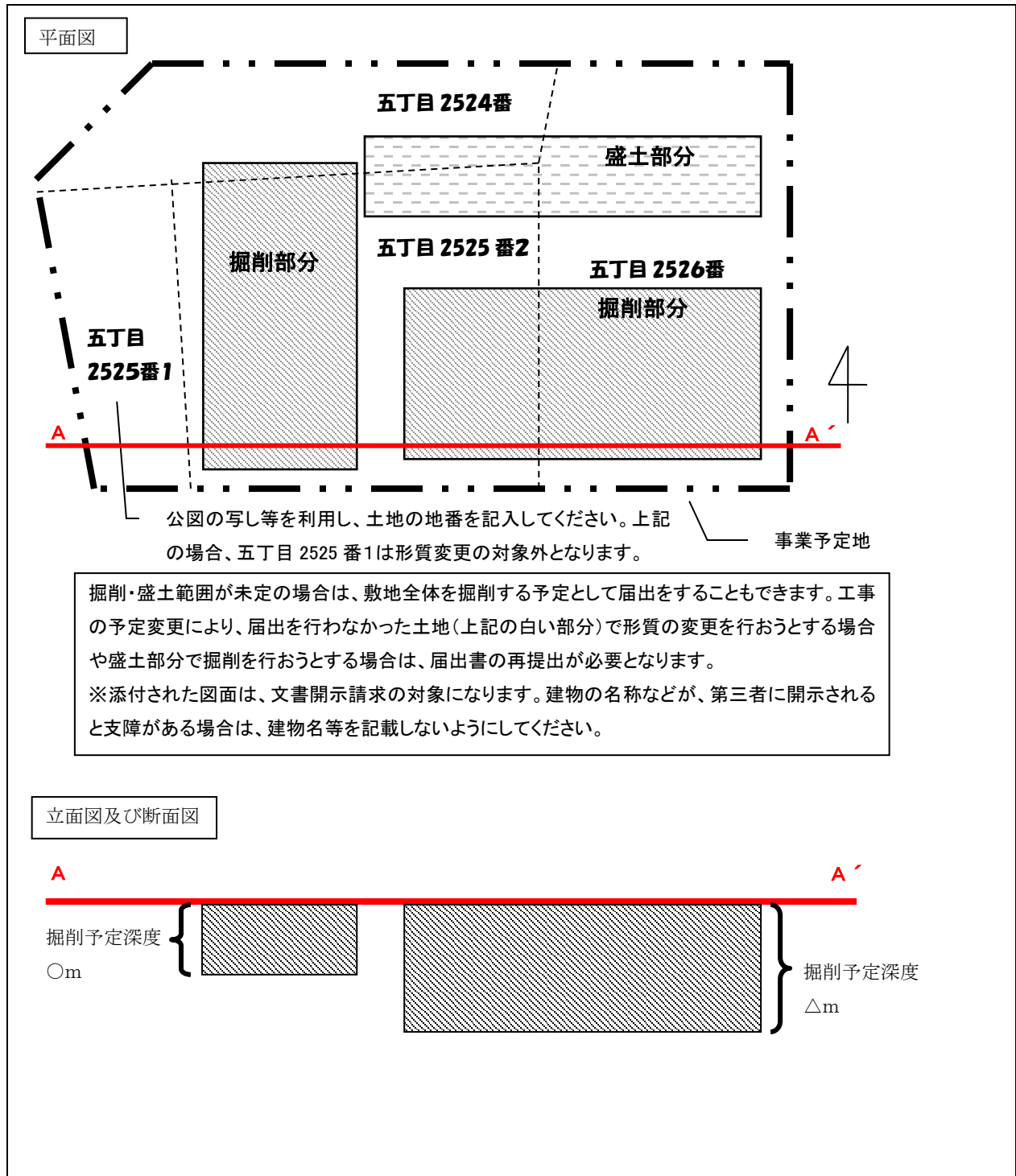
※届出書の提出は、窓口のみとなっております。郵送による受付は、行っておりません。
 提出部数は、正本1部です。控えに受付印が必要な場合は、副本を用意してください。
 窓口で相談や届出を行おうとするときは、事前に予約(045-671-2494)をお願いします。

※届出様式は以下のウェブページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoo-sen/yoshiki/hou.html>

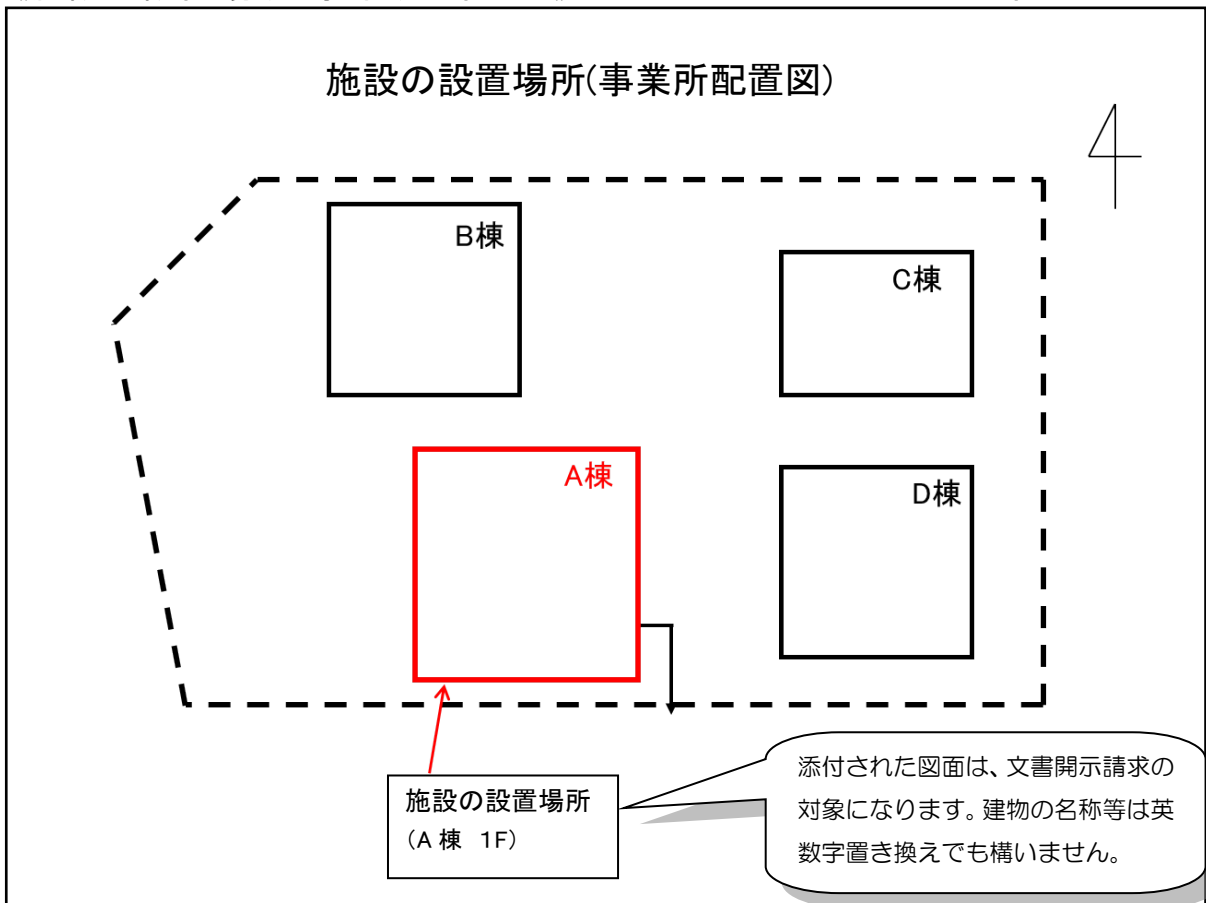
横浜市 土壤汚染対策

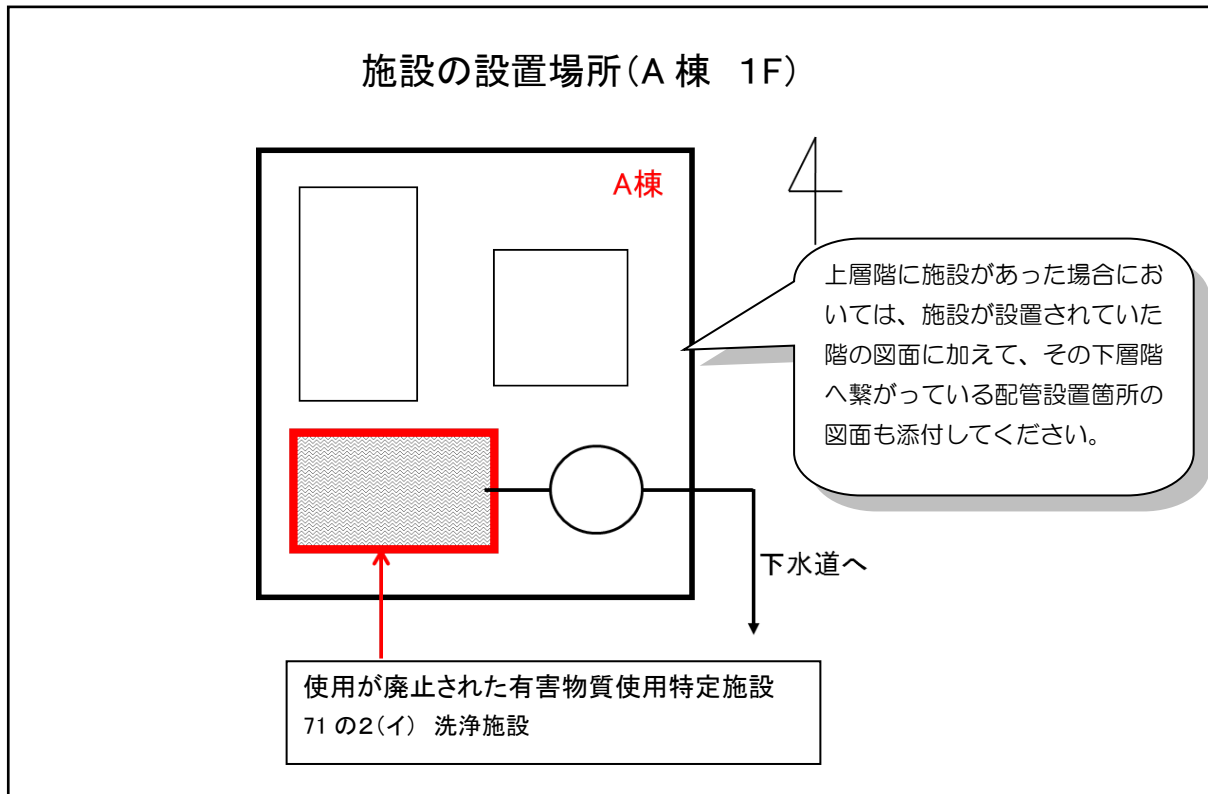
検索





※ 市販の地図等を利用する場合は、著作権者の承認が必要な場合があります





※ 本記入例の添付図面は、参考例です。全てを表すことが出来ていれば一枚の図面で構いません。

《同意書の例：土地の形質の変更の実施の届出に併せて土壤汚染状況調査の結果を報告する場合》

同意書

私は、私が所有する次の土地について、下記の者が土壤汚染状況調査結果の報告を行うことについて、同意します。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地(地番)	横浜市中区△町五丁目△△番1、△△番2、△△番3
土地の形質の変更を行う者	〇〇市〇〇区〇町〇-〇-〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日

土地所有者 横浜市〇〇区〇〇町1234番
株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇 印

「別紙の通り」と記載し、別紙に一覧表または地図を添付することもできます。

様式第六の届出者の名称と同じになります。

《当該土地の所有者等を説明する書類の例》

土地所有者等の一覧			
土地の所在地(地番)	土地の所有者等の名称及び住所		
中区△町五丁目 2524 番	西区▽町 100 番地	株式会社〇〇〇〇	代表取締役 ◇◇ ◇◇
中区△町五丁目 2525 番 1	西区▽町 100 番地	株式会社〇〇〇〇	代表取締役 ◇◇ ◇◇
中区△町五丁目 2525 番 2	西区▽町 100 番地	株式会社〇〇〇〇	代表取締役 ◇◇ ◇◇
中区△町五丁目 2526 番	南区○町 200 番地	◎◎ ◎◎(個人名)	

※土地の形質を変更しようとする当該土地の所有者等の名称及び住所を確認できる書類を添付してください。(登記事項証明書など(最新のもの、コピー可))

問い合わせ先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 土壌対策担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10(横浜市庁舎 27F)

TEL:045-671-2494 FAX:045-671-2809

E-mail: mk-dojjo@city.yokohama.lg.jp

※相談や届出の際に窓口でお待たせしないために電話での事前予約に御協力をお願いします。